

2007年10月19日

行政改革推進本部専門調査会報告 「公務員の労働基本権のあり方について」に対する談話

日本労働組合総連合会
事務局長 古賀 伸明

1. 本日、行政改革推進本部専門調査会（座長：佐々木毅学習院大学教授、以下「専門調査会」）は、「公務員の労働基本権のあり方について（報告）」を取りまとめた。改革の方向性として、「労使が自律的に労働条件を決定するシステムへの変革を行わなければならない」とし、「一定の非現業職員について、協約締結権を新たに付与する」べきであることなどを報告している。専門調査会は、連合と政府との政労協議における「公務における労使関係を変えていく必要がある」「労働基本権付与の可能性を含め、幅広く検討していく必要がある」との合意内容を踏まえて昨年7月に発足し議論を重ねてきた。連合は、日本の労働運動を代表する立場から労働基本権の確立に向けて積極的に意見反映を行ってきた。
2. 公務員制度改革について、連合は、「公務員制度改革に関する研究会」の「中間報告」（2004年6月23日）に基づき、この間様々な提言を行ってきた。2002年には、労働基本権の制約を維持するもとで一方向的に公務員制度改革をはかろうとする政府の動向に対してILOに提訴を行い、既に三度にわたる改善勧告を得ている。これらに示された観点からすれば、今回の「報告」において明確に前進であると評価できるのは、「一定の非現業職員に対する協約締結権付与」と「国における使用者機関の確立」のみであり、他方で「付与」についてコスト論から「慎重な決断」を求めていることは、改革を先延ばしにする口実を与えるものであり遺憾である。また、「団結権」「争議権」「労使協議制」等に関連する事項は、「両論併記」にとどまり、不満であると言わざるを得ない。しかし、現行公務員法制度が成立してから約60年が経過し、また、かつて様々な審議会等において公務員制度改革に関する提言があったにもかかわらずほとんど改革が行われてこなかった中で、労働基本権そのものの改革を提言したことは極めて重要である。一方、「報告」が指摘した「国民・住民に対する説明責任の徹底」については、公務における労使関係が国民・住民に開かれた民主主義プロセスのもとに置かれるべきものである以上、労使はこれを積極的に受け止める必要がある。
3. 「報告」は、「改革の具体化にあたり検討すべき論点」を示しているが、「一定の非現業職員に対する協約締結権付与」などに伴う、詳細かつ重要な課題について、すべて「両論併記」とされており、方向性は不分明である。「報告」にある「労使関係の自律性の確立」という改革のためには、協約締結権のみならず、団結権、団体交渉権を機能・促進させる争議権付与についての検討が不可欠であり、これらを中心に、さらに議論を尽くして結論を得る作業や詳細設計の作業こそが重要である。これらの作業は、使用者側事務局である制度官庁に一方向的に任せるべきでなく、その詳細設計の作業を、新たな労使交渉システムの準備段階として位置づけ、使用者側と労働者側の代表による機関を設置し、透明かつ誠実な協議を行っていくべきである。
4. 今回の「報告」は、総理大臣の下におかれた「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」の結論とともに、政府が次期通常国会に提出する予定の公務員制度改革に関する基本法に盛り込まれる、こととされている。これまでの公務員制度改革に関する審議会の「提言」同様、店晒しにすることだけはあってはならない。労働基本権を中心とした公務労使関係の改革と、国民の負託にこたえる開かれた公務員制度の構築をめざし、改革が着実かつ速やかに実現される必要がある。連合は引き続き、労働運動全体を代表する立場から、関係構成組織とともに、そのための一翼を担っていく。

以上